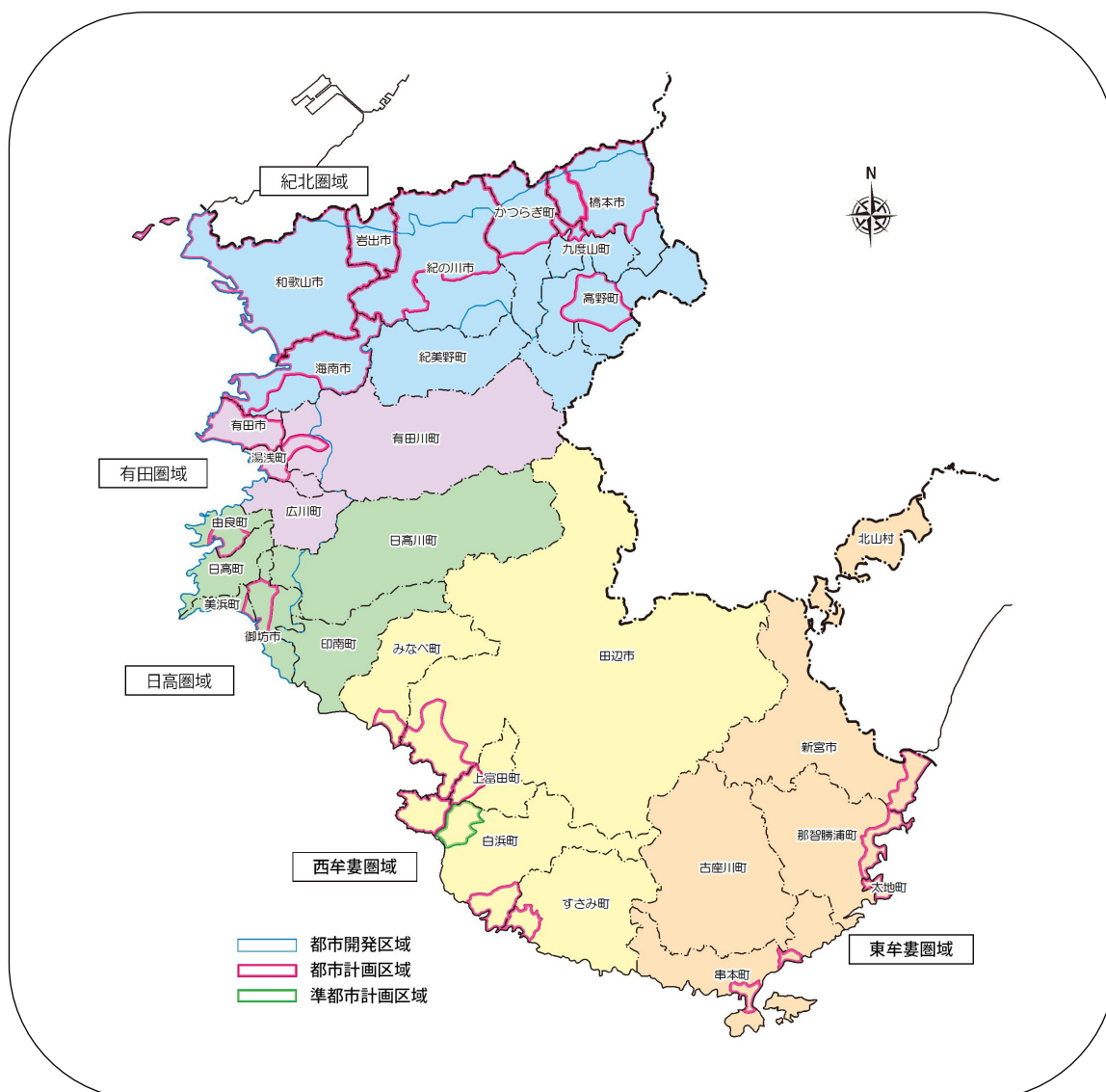


和歌山県都市計画マスタープラン

～和歌山県の都市計画の基本方針～



平成 27 年 5 月

和歌山県

目 次

序 章	1
第1章 都市計画の目標	3
1 和歌山県の特徴と課題及び将来の見通し	3
2 和歌山県の将来像	9
3 圏域	11
4 都市づくりの基本理念	15
第2章 都市計画などの方針	21
1 土地利用に関する方針	21
2 都市施設に関する方針	22
3 交通に関する方針	23
4 自然的環境に関する方針	26
5 市街地整備に関する方針	29
6 景観形成に関する方針	30
7 防災に関する方針	31
8 協働に関する方針	32
第3章 都市計画区域外について	33
参考：策定体制など	35
1 計画の策定	35

(注) 語尾表現について

本計画は、和歌山県が作成していますが、内容については市町村、民間が主体となって進めていくべき事項も記述しています。このため、本方針の語尾は、「誰が主体となって実現していくのか」また、「どれくらい実現に向け進んでいるのか」がわかるように表現を統一しています。

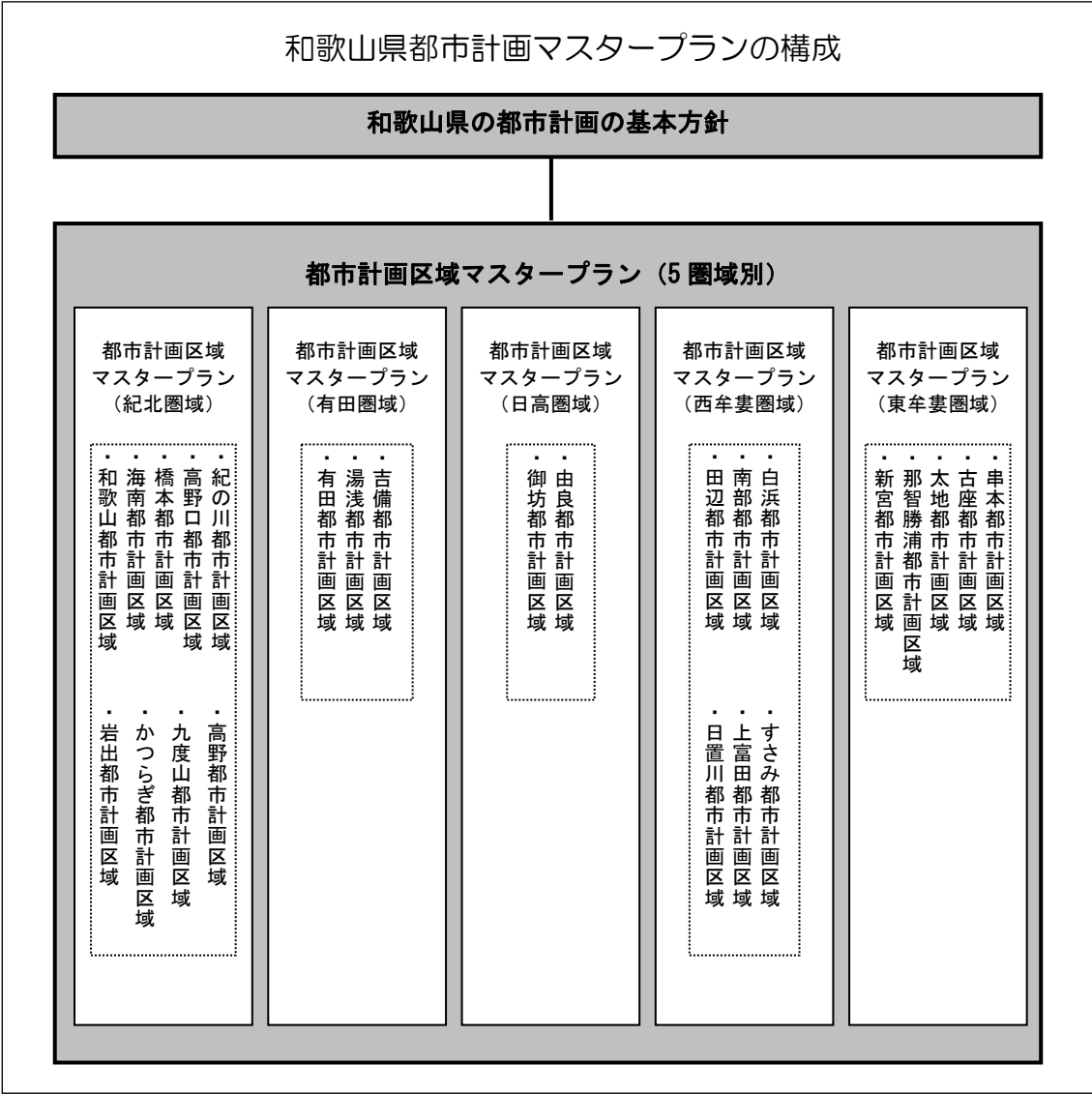
実現に向けての進捗状況	主体		
	県	市町村	民間
既に実現しているもの	～行っていきます。		～誘導します。 ～支援します。
今後、確実に実現していくもの	～推進します。	～促進します。	
実現に向け、今後調整を図っていくもの	～に努めます。	～促します。	
県・市町村・民間が互いに協力しながら実現していくもの	～を図ります。～を進めます。		

本計画は、和歌山県全域の都市計画の方針を示しています。

構成

和歌山県都市計画マスタープランは、「和歌山県の都市計画の基本方針」、5 圏域別の「都市計画区域マスタープラン」で構成されています。

このうち、本計画は、対象範囲を県全体として、計画全体の考え方や策定方針を定めた「和歌山県の都市計画の基本方針」となります。



序 章

和歌山県都市計画マスタープランの基本事項

計画の目的

都市は、これまで人口・産業が集積し、膨張し続けてきました。しかし、人口減少・超高齢社会の到来、地域環境への関心や意識の高まりなど、社会経済の状況は大きく変化してきています。いわば、都市化の時代から安定・成熟した都市型社会への移行を迎えています。更に、東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓を踏まえ、南海トラフ地震等を見据えた、あらゆる自然災害への適切な対応が求められるようになっていきます。

和歌山県は、この都市の転換期に対応した新たな都市計画を進めるため、長期的・広域的な視野に立った都市の将来像や、これの実現に向けての基本的な方向性を示す和歌山県都市計画マスタープランを策定しました。

なお、これまで圏域別、都市計画区域別にマスタープランをそれぞれ策定していましたが、広域調整の役割を一層充実させるため、各都市計画区域内の方針を含む 5 圏域別のマスタープランを策定し、都市計画法第 6 条の 2（平成 13 年 5 月改正）に定められた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、平成 27 年 5 月に都市計画決定しました。この都市計画決定¹した計画は、都市計画施策に関する基本的方針を示すものとして、今後の都市計画決定、変更反映されます。

計画の特徴

和歌山県では、23 の市町に 25 の都市計画区域を指定しており、それぞれの市町が、地域の実情に応じた独自の都市計画²を行っています。

この計画は、これらの都市計画に共通する方向性を示しており、各市町村が互いに協調しながら進めなければならない都市計画の骨格を示しています。

計画の内容

この計画は、^{いち}一市町村や^{いち}一都市計画区域を越えた広域的見地から都市の将来像、土地の利用、道路・公園等の整備についての考え方を示しています。例えば、道路については、市町村間・都市計画区域間を貫く道路や駅前広場につながる道路など都市の根幹となる施設であり、県が計画すべき道路について記述しています。

¹都市計画決定：都市計画法に基づく計画として認められ、計画の実施に際しては、他法令からも担保されます。

²独自の都市計画：都市計画区域をもつ市町では、より地域に密着した見地から、創意工夫の下に都市計画の方針を定める市町都市計画マスタープラン（都市計画法第 18 条の 2）を策定し、地域の実情に応じた都市計画を進めています。なお、この市町村マスタープランは、都市計画決定の必要はありません。

計画の目標年次

この計画は、20 年後（2035 年）の将来を見据えながら、道路、公園や市街地の整備等の概ね 10 年後（2025 年）の整備目標を示しています。

計画の見直し

この計画は、目標年次である 10 年後（2025 年）を目途に、都市計画基礎調査等の結果を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

また、この計画は、策定時 2015 年（平成 27 年）にある程度見通しが可能な事項について記載しています。このため、計画期間内であっても、策定後に確定した事項、あるいは社会情勢の変化とともにまちの構造が変化し、計画を変更する必要がある事項については、改訂を行います。

計画の対象

地方分権改革の進展や市町村合併などにより、市町村の役割が増大するとともに行政区域の広域化が進んでいます。一方で、地方都市での依然とした自動車社会の進展、観光による地域振興の高まりへの対応が求められています。

地域の主体性を尊重しつつも、都市間のより緊密な連携による県土の発展をめざして、広域的な観点からの交通政策、各種施設の立地、適切な土地利用の誘導など広域調整の強化を進めるため、計画の対象は、県内全域とします。

和歌山県と市町村の役割

和歌山県は、県土全体の発展を見据え「広域的な視点でのまちづくり³」「先導的な視点でのまちづくり」を市町村と密接に連携して進めます。一方、市町村は、基礎自治体としての責任を持って「地域の実情に沿ったまちづくり」を展開していく必要があります。

また、都市計画決定権限の移譲など地方分権が進められていますが、これまでに国や和歌山県などに蓄積された情報や経験を的確に伝えることも重要です。このため、和歌山県は、市町村と地域の将来像を共有し、市町村への積極的な支援を推進します。

なお、本県における今後の都市計画は、この都市計画区域マスタープランの内容に即して進められるよう、各市町において地域の特色を活かした市町村マスタープランの早期策定・見直し及び都市計画の決定・運用を促進します。

³まちづくり：よいまち、住みやすいまちをつくることに関係するすべての行為を示します。

第1章 都市計画の目標

1 和歌山県の特徴と課題及び将来の見通し

1-1 特徴と課題

和歌山県の特徴

- ・国土軸から離れた半島地域である。
- ・山地・急傾斜地が多く、平地が少ない。
- ・人口の集積が少なく、全国的に見ても高齢化・過疎化が進んでいる。
- ・魅力ある就業の場が少なく、人口が減少傾向。
- ・農林水産業・観光業が盛んだが、高速交通網の整備の遅れによって低迷している。
- ・各地に特色ある地場産業や高度な技術をもつ優良産業があるが、全体として産業構造転換が遅れ低迷傾向にある。
- ・海・川や山など豊かな自然や良好な自然環境が多い。
- ・世界遺産に登録された高野や熊野をはじめとした独自の歴史文化・生活風習が形成され、色濃く残されている。
- ・台風などの風水害や地震災害を受けやすい土地条件・地理条件を有している。

都市や市街地の特徴

- ・平地が少なく地形が険しいため、狭い範囲に密集した市街地が多い。
- ・人口増加や市街地の拡大が沈静化している。
- ・一方、市街地中心部の人口が減少し、郊外部の人口が増加している。
- ・防災上危険性が高い密集市街地や集落地が多い。
- ・周りを山林や農地の緑に囲まれ海・川と一体となった市街地が多く自然豊かである。

都市計画の特徴

- ・県下30市町村の内、紀の川流域及び海岸部の23市町に都市計画区域を指定している。
- ・まとまりあるコンパクトな市街地があるものの、区域区分や用途地域を指定している都市が少ない。
- ・広域道路網の整備が全国的に見ても遅れている。
- ・道路・公園・下水道など日常生活を支える都市基盤施設の整備率が低い
- ・特に下水道の整備率は、全国と比べて著しく低い。
- ・土地区画整理事業などの市街地開発事業が少なく、自然発生的な市街地が多い。
- ・良好な自然環境、歴史的な景観などの保全や育成の取組が遅い。

関連計画

和歌山県長期総合計画 ～未来に羽ばたく 元気な和歌山～

- ・未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山
- ・生涯現役で誰もが活躍できる和歌山
- ・国際競争力のあるたくましい産業を育む和歌山
- ・癒しと感動を与える誇れる郷土和歌山
- ・県民の命と暮らしを守る安全安心和歌山
- ・にぎわいと交流を支える公共インフラを整備する和歌山

日本全体からみた社会動向

- ・人口減少・超高齢化の進展と都市の拡散
- ・都市経営コスト効率化の要請
- ・地球環境問題への対応
- ・激化する都市間競争
- ・行政の広域化に伴う課題
- ・農地の転用・開発と都市からみた農のニーズの高まり
- ・国民の価値観の多様化・技術革新・ライフスタイルの変化

和歌山県のまちづくりの課題

- ・災害に強いまちづくり
- ・まとまりある市街地形成
- ・中心市街地の活性化
- ・既存都市ストックの活用
- ・郊外への市街化、無秩序な宅地開発の防止
- ・生活交通の維持と公共交通機関への利用転換
- ・地域の地球温暖化対策との連携
- ・海・山など自然環境を活かしたまちづくり
- ・都市と中山間地域などの地域との連携
- ・地域課題に対応した地域住民主体のまちづくり

都市計画の全国的な政策課題

- ・中心市街地の機能回復
- ・産業構造の変化への対応
- ・環境負荷の小さな都市の構築
- ・職住バランスのとれた大都市の都心構造の構築
- ・高齢者が生き生きと暮らせる環境の実現
- ・防災上危険な市街地の改善

(政策別課題対応型都市計画運用指針より)

和歌山県の都市計画の課題

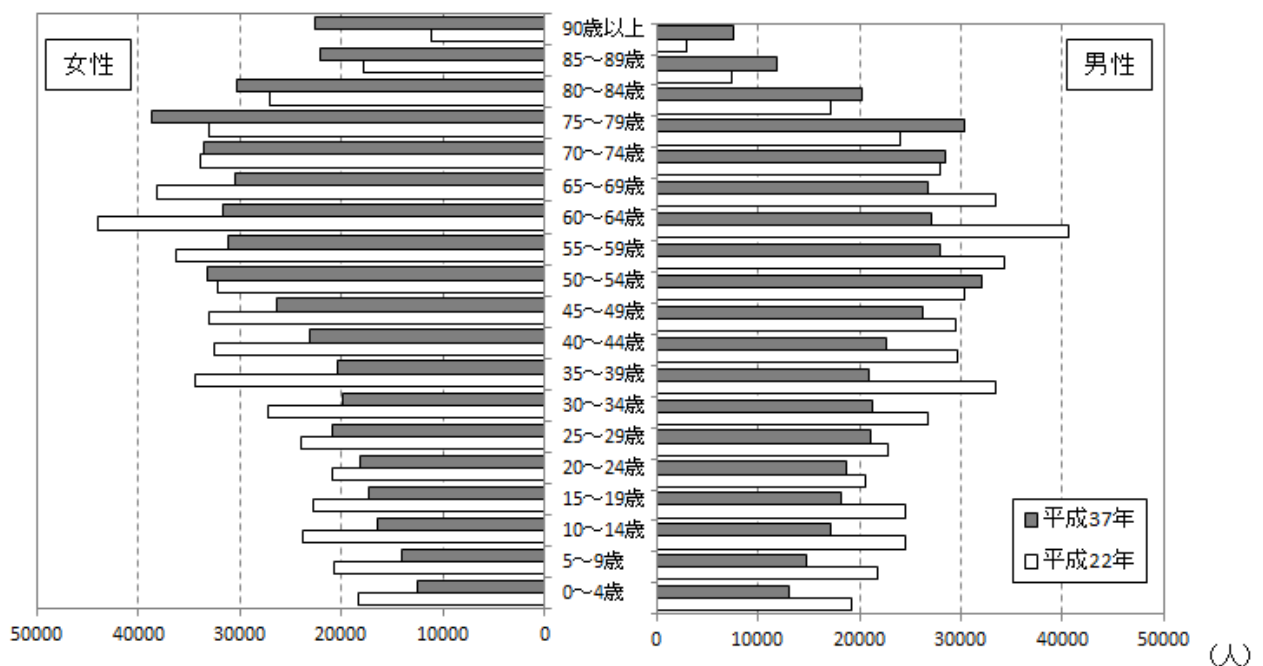
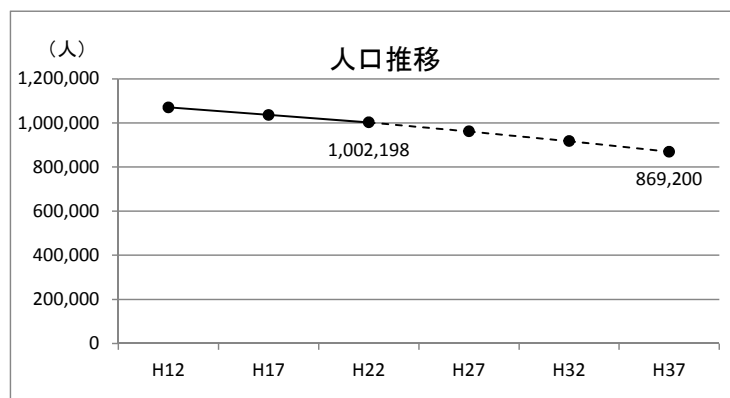
- ・都市計画区域の再編（予防的な災害対策のための都市計画区域への編入の検討）
- ・市町村都市計画マスタープランの策定促進
- ・都市計画区域マスタープランと市町村マスタープランの役割の明確化
- ・区域区分の見直し検討
- ・広域道路網の整備促進
- ・道路、公園、下水道など都市基盤施設の整備推進
- ・計画的で効果的な面整備事業の促進

1-2 将来の見通し

過去の動向が今後も推移するものとして、2025 年(平成 37 年)の和歌山県の人口等を推計すると、以下のように減少傾向となり、これらの傾向を考慮に入れて計画を行うものとします。

項 目	平成 22 年	平成 37 年
人 口	100.2 万人	86.9 万人 (▲13.9 万人)
老年人口割合	27.4%	34.9% (▲7.5 ポイント)
生産年齢人口割合	59.8%	55.0% (▲4.8 ポイント)
年少人口割合	12.8%	10.1% (▲2.7 ポイント)
世帯数	39.4 万世帯	34.0 万世帯 (▲5.4 万世帯)

- ・人口 : 人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25(2013)年 3 月推計)」より
- ・世帯数 : 人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(平成 21(2009)年 12 月推計)」より



半島の特徴

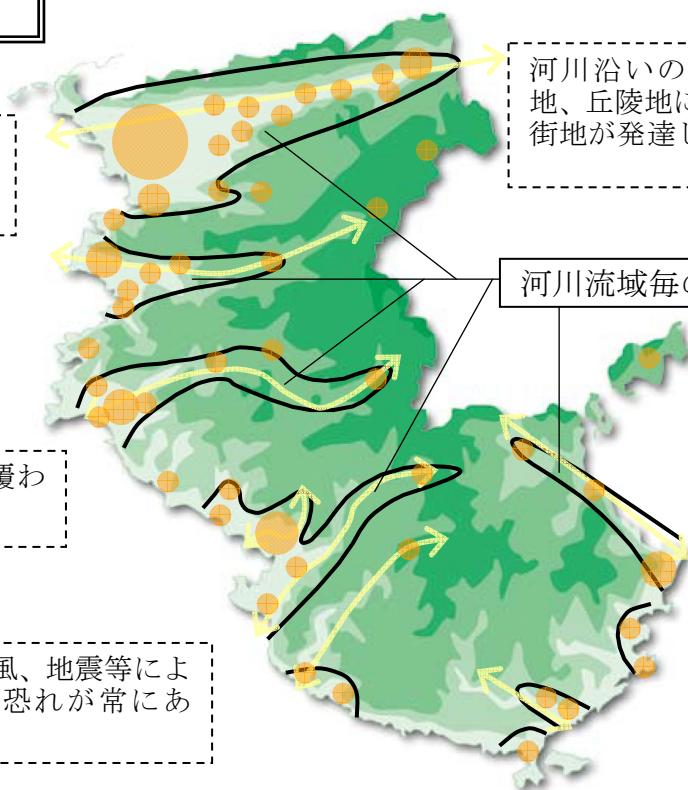
国土軸から遠く、独自の歴史文化、産業が栄えてきた。

ほとんどが山地に覆われている。

豪雨、台風、地震等による災害の恐れが常にある。

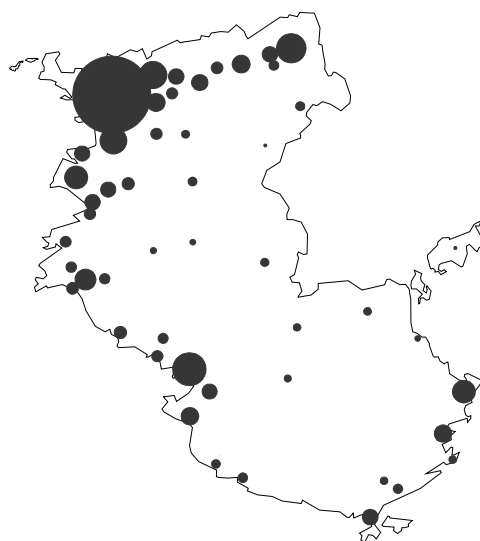
河川沿いの限られた平地、丘陵地において、市街地が発達してきた。

河川流域毎の生活圏

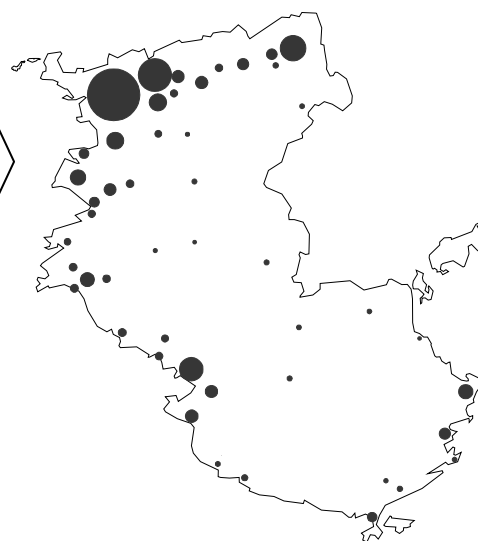
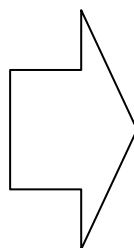


将来の人口分布予測

人口の減少、少子高齢化
(1995年より既に減少傾向)



2000年

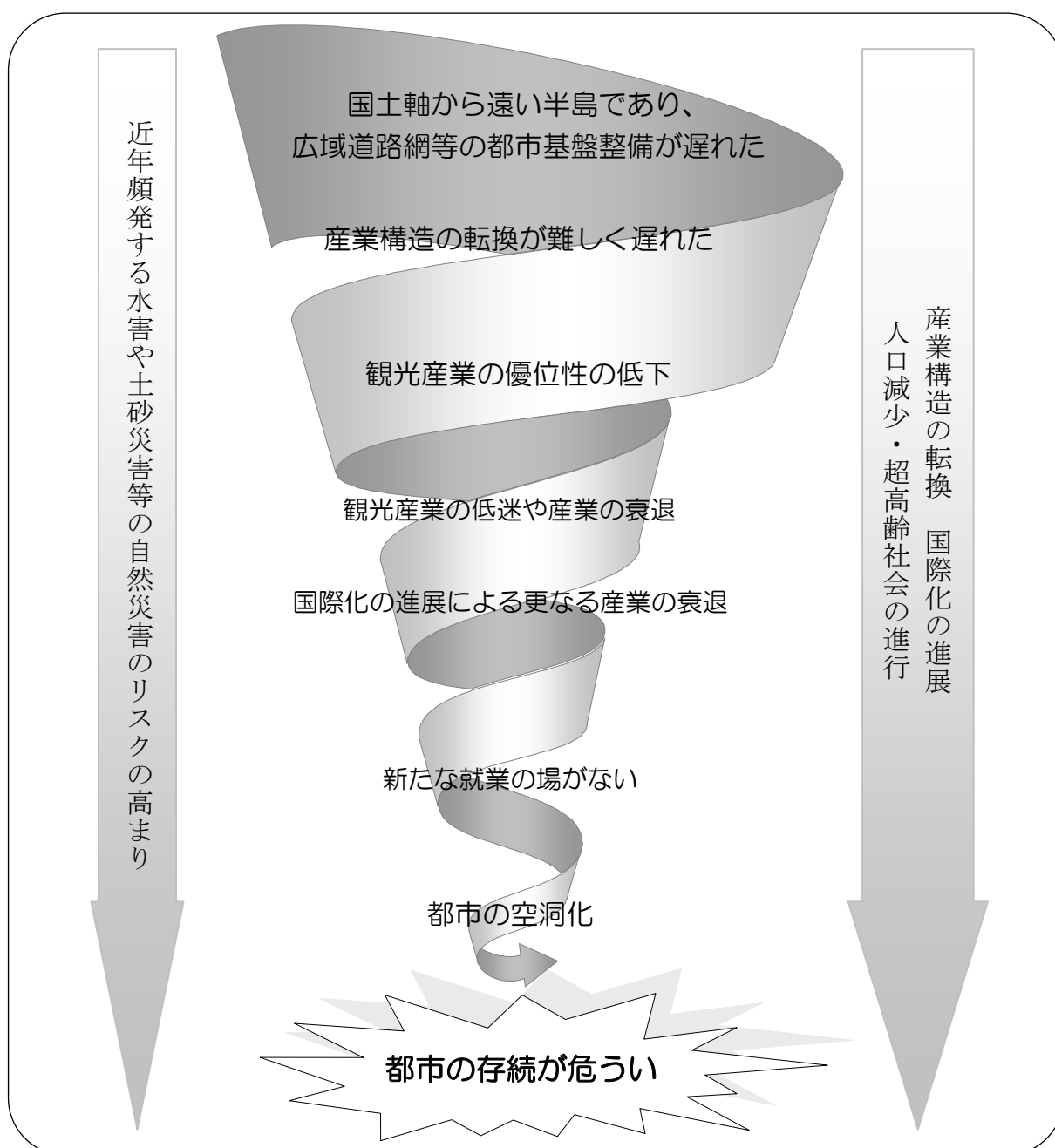


将来トレンド推計 (2025年)

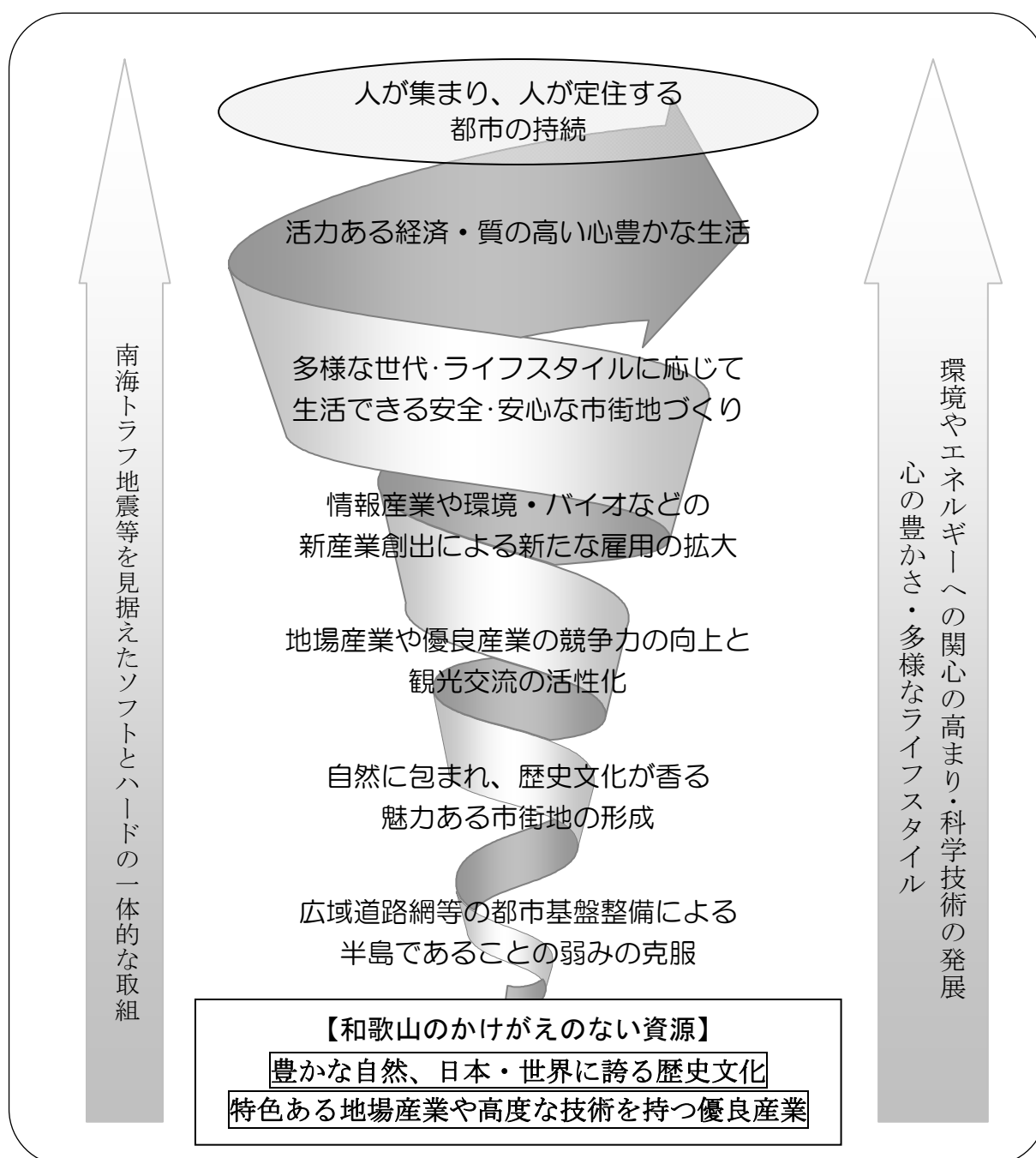
■まちづくりのシナリオの想定■

人口減少・超高齢社会の進行、産業構造の転換、国際化の進展等に対応するためには、都市固有の強みを最大限に活かしつつ、広域的な都市間のより緊密な連携、都市と農村との連携が必要となっています。また、近年頻発する水害や土砂災害等の自然災害への適切な対応も必要となっています。

国土軸から遠い半島である和歌山県は、豊かな自然・歴史文化を有する反面、広域道路網等の基盤整備が遅れ、都市の発展に不可欠な産業が衰退してきました。このまま現状を放置すれば、就業の場が少なくなり、人口減少が更に進み、人や物・情報が集まりにぎわう都市本来の機能を失う恐れがあります。



今後これらを克服するためには、南海トラフ地震等を見据えたソフトとハードの一体的な取組はもちろん、豊かな自然、独自の歴史文化、特色ある地場産業や高度な技術を持つ優良産業といった和歌山県のかげがえのない資源を活かし、人や産業を呼び寄せる広域道路網等の都市基盤を整備する必要があります。そして、地場産業や優良産業の競争力の向上と観光交流の活性化、新産業の創出とともに、心の豊かさ・多様なライフスタイルに応じた住みやすく魅力的な住環境を整備することによって、人が集まり住み続けたい都市を創りだしていくことが求められます。



2 和歌山県の将来像

2-1 将来像

未来に羽ばたく愛着ある郷土
元気な和歌山

本計画の将来像は、和歌山県長期総合計画のめざす将来像「未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山」を踏襲し、将来像を実現するための目標を以下に示します。

自立する都市圏

(1) それぞれの都市が便利で住みやすく機能集約する自立都市圏

それぞれの都市の中で日常生活の中心となる市街地は、日常に必要な利便や機能を充足し、心地よく便利で住みやすく機能集約するとともに、それらの都市が集まりつながる自立都市圏の形成をめざします。

(2) 拠点都市を中心に都市的機能を充足する都市圏

それぞれの都市圏は、拠点都市を中心として、緊密な交通と情報のネットワークを持ち、安心と快適の生活ニーズと、文化・創造の意欲を活かす機会を域内で満たすことができる都市機能の創出をめざします。

(3) 多文化が共生する開かれた都市圏

都市圏は、新たな交流によってもたらされる人、情報、文化を寛容に受け入れ、国内外との交流を促すとともに、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとした各地域が継承する個性豊かな文化と伝統を重視、尊重していくことにより、地域振興につながるここにしかないあざやかな個性が光る都市圏づくりをめざします。

緊密に連携する都市ネットワークとコミュニティ

(1) 都市・市街地を連携する広域交流ネットワーク

すべての都市・市街地は、隣接する都市・市街地と、道路・鉄道などの交通網によって緊密に結ばれると同時に、各都市圏の拠点となる都市は、国内外の各地とも連携する都市間ネットワークの結節点となるように、広域交流ネットワークをつくり、多くの人々が集い、地域産業や暮らしに活力を与えるまちづくりをめざします。

(2) 人と社会を連携する情報ネットワーク

都市圏間や都市間は、交通による人とモノの移動を安全・迅速・快適にすると同時に、瞬時のコミュニケーションを実現する情報ネットワークによる連携の強化をめざします。

(3) 知恵と活力を連携するひと・コミュニティネットワーク

都市圏・都市・市街地等の各地域における自発的で主体的な県民参加による「まちづくり」の促進を重視し、人々の知恵や活力を活かし、その価値と成果の共有を促す、まちづくりネットワークの創出をめざします。

自然環境と共生し相互に補完する都市圏

(1) 自然環境と共生する持続可能な都市圏

それぞれの都市・市街地では、その固有の自然環境を深く知り、持続的に活用できるよう土地利用を効率的に行い、資源の浪費を抑え、再利用・再資源化に努めます。自然の仕組みを活かす都市空間を創り出し、自然と人のいのちがいいきとみなぎる持続可能な都市圏づくりをめざします。

(2) 近隣の都市・市街地と共生する相互支援の都市圏

それぞれの都市・市街地は、固有の自然環境、これまで培ってきた生活・文化、進取の気質で未来を開いてきた産業の伝統、蓄積された都市ストックを活かして、互いに機能を補完しあい、美しく、誰をも惹きつける共生型の都市圏づくりをめざします。

(3) 自然災害を乗り越える安全、安心な都市圏

河川、海岸、山地などによって分かれているそれぞれの都市圏は、災害に遭いやすく、交通・通信の途絶の恐れがあることから、住民の生存を強靱に支える備えを持ち、高齢者が住みやすく、子育てがしやすい、生活環境と自然環境の共生したあたたかさやすらぎに満ちたほっとできる都市圏をめざします。

〇〇は、「都市づくりの基本理念」につながるキーワードです。

3 圏域

3-1 県土構造

豊かな一方で厳しい一面を見せる自然環境の中で、都市機能が集約した都市の多種多様な魅力を保ちながら、有機的なネットワーク構造を形成します。地域の特色を活かしながら、豊かさと活力ある自立する都市圏の形成をめざします。

◆河川流域生活圏

本県は、半島地域の持つ特性から山地が多く、河川流域毎にまとまりのある生活圏を形成してきました。

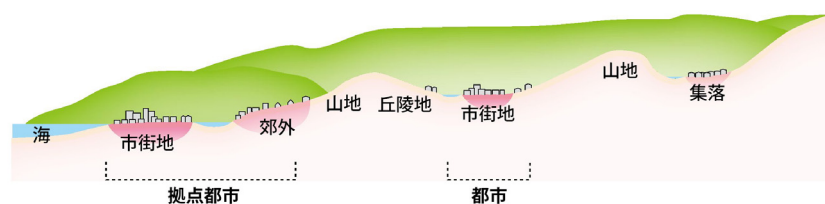
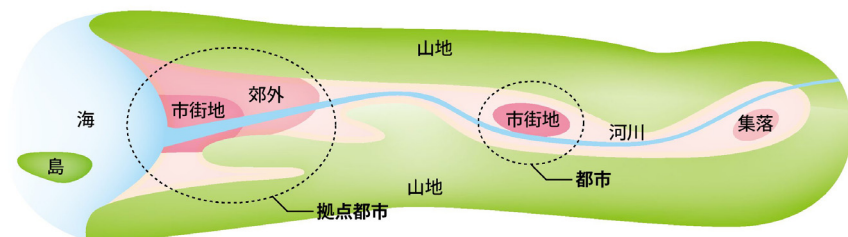
この特色を今後も活かし、下流域、中流域、上流域のそれぞれのまちが緊密に交流する河川流域生活圏の形成に努めます。

◆有機的にネットワークした都市圏

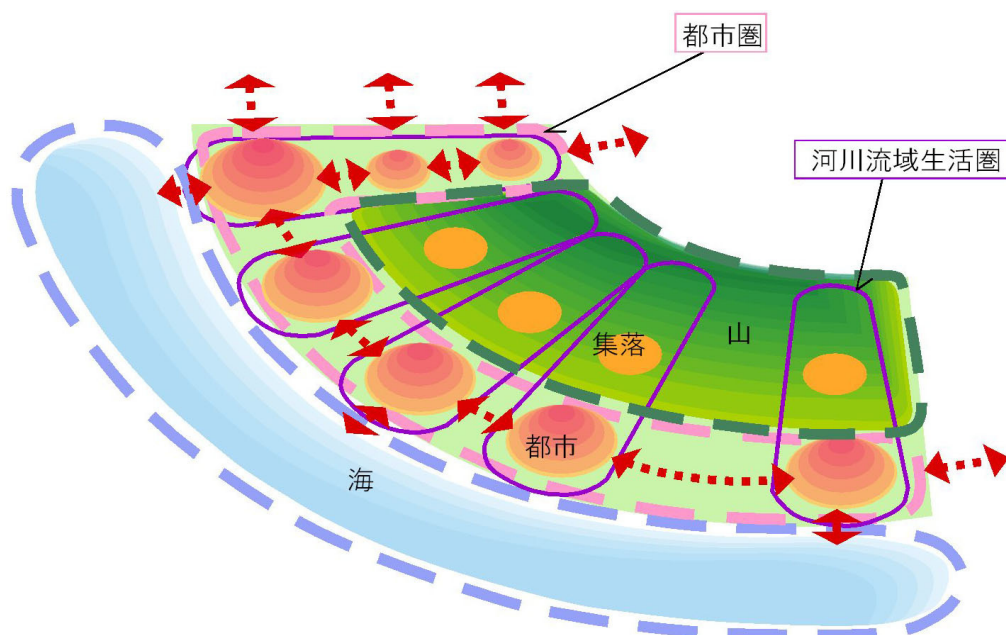
河川流域生活圏の下流域では、人や物が集まり、生活圏全域を支える都市が形成されています。

この都市では、中上流部の農山村との連携を図りながら、河川流域生活圏の核となる都市機能の形成に努めます。また、海沿いに並ぶ各都市をつなぎ、河川流域間の連携を強化し、相互補完と多様性をもつ有機的にネットワークされた都市圏の形成に努めます。

河川流域生活圏モデル



県土構造のイメージ図



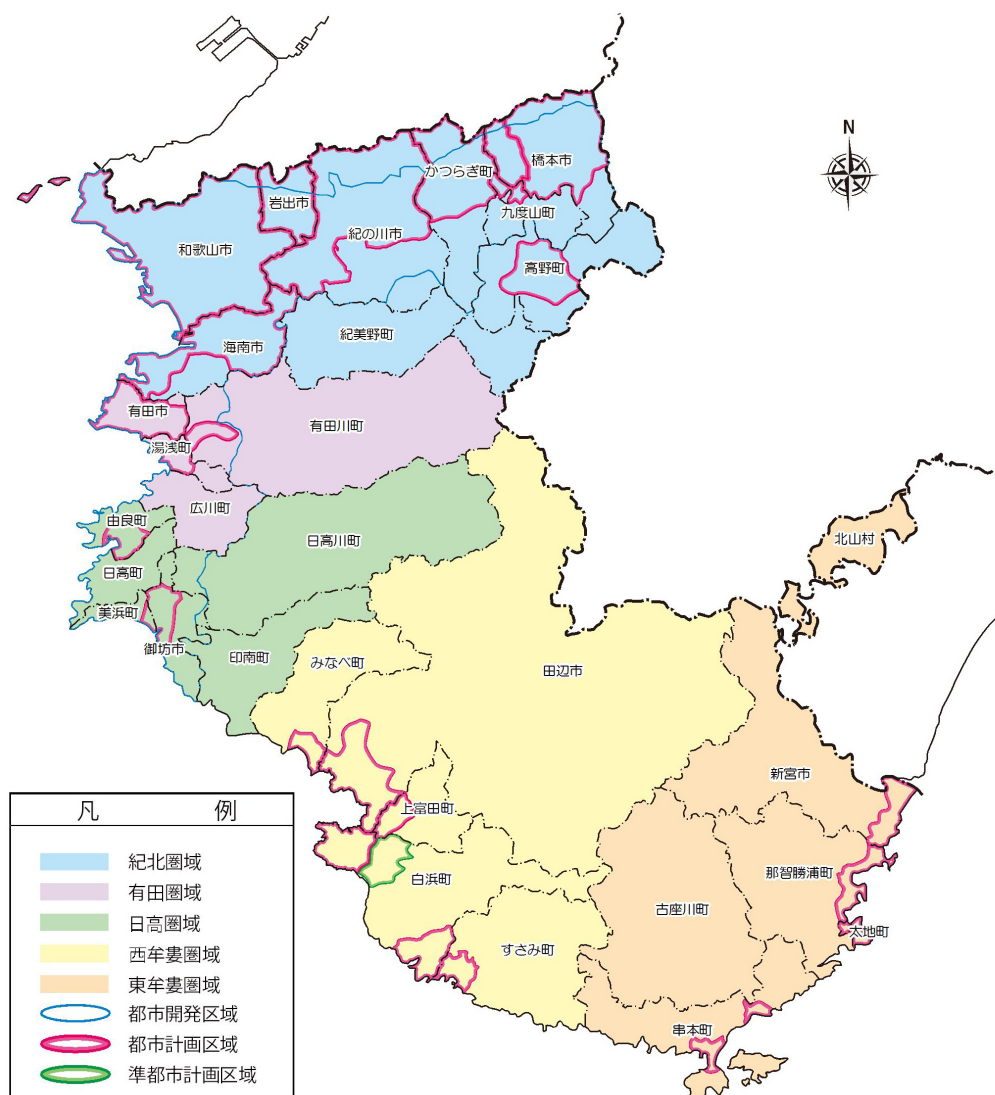
集約拠点の都市イメージ



3-2 圏域の概要

本県の将来像を実現するため、日常のつながり等による河川流域生活圏を踏まえ、県内市町村を5つの圏域に分割します。

また、各圏域の現況を踏まえた圏域別の将来像を設定し、都市づくりを進めます。



紀北圏域 5市4町

和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町

有田圏域 1市3町

有田市、湯浅町、広川町、有田川町

日高圏域 1市5町

御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町

西牟婁圏域 1市4町

田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町

東牟婁圏域 1市4町1村

新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

紀北圏域

- ・多様な都市機能を活かした高次都市サービスの充実を図るとともに、世界遺産・高野山をはじめとする歴史・文化や海・山などの自然を活かした都市づくりをめざします。

有田圏域

- ・「みかん」をはじめとする農作物の生産環境を維持し、関西都市圏への近接性と広域交通の利便性を活かした付加価値の高い特産品の供給を行うとともに、「醤油」などの伝統産業や歴史的街並みを活かした都市づくりをめざします。

日高圏域

- ・紀伊水道や山並みの緑がもたらす自然環境に包まれた中で、ゆとりある都市活動を確保するとともに、野菜、花き、果樹の生産環境を維持した都市と農村が調和した都市づくりをめざします。

西牟婁圏域

- ・道路など都市機能の適切な配置による圏域内の連携強化を図るとともに、世界遺産・熊野古道、南紀白浜など県内有数の観光資源を活かした都市づくりをめざします。

東牟婁圏域

- ・豊かな海洋資源や森林資源、熊野の歴史・文化遺産を活かした交流促進を図るとともに、地震・津波等の対策として都市機能等の高台移転など都市機能の適切な配置による災害に強い安全・安心な都市づくりをめざします。

4 都市づくりの基本理念

和歌山県の都市づくり⁴の問題である都市の存続の危機を克服し、わかやまらしさを失わない、活力あるまちづくりを進めるために、都市づくりの根本となる考え方を以下のとおりとします。

〈基本理念〉

きのくにらしい持続可能なまちづくり

〈持続可能なまちづくりの5つの条件〉

①集約拠点ネットワーク型のまちづくり

②交流による活力あるまちづくり

③安全・安心な（南海トラフ地震等を見据えた）
まちづくり

④環境共生のまちづくり

⑤ひと・コミュニティを育むまちづくり

※これらは持続可能なまちづくりの条件として示し、これ以降の計画すべてにおいて貫かれています。

また、「①集約拠点ネットワーク型のまちづくり」とは、医療・福祉施設、商業施設など生活に必要な施設をまとめた範囲に誘導し集約させるとともに、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、様々な機能を有する拠点の活力の維持・強化を図り、公共交通等で各拠点間をアクセスすることができる持続可能なまちづくりのことです。

⁴都市づくり：まちづくりの中でも、主として都市の物的環境の整備やそれに関連する人々の関わり方についての行為を示します。

4-1 集約拠点ネットワーク型のまちづくり

社会経済構造の拡大成長から持続的成長への転換期において、成熟した質の高い社会の形成に向けた都市政策としては、広がり続けてきた都市の拡散を抑え、まとまった範囲に、都市機能を集約し、活気や賑わいを生むコンパクトな都市の核を形成していくとともに、それぞれの都市はお互いに連携し、都市機能を補完し合ったまちづくりを進めていくことが必要です。

◆市街地中心部の魅力と機能を高める都市づくり

市街地中心部では、定住人口・交流人口が集う都市活動の拠点としての魅力づくりに努めます。再開発や空き家、空き店舗などの低未利用不動産の活用により、商業・公共・文化教育サービス機能（都市機能）の充実や都市型産業の集積及び多様な世代の居住ニーズに対応する住宅供給の誘導により、賑やかで活気あふれるコンパクトな市街地としての再生に努めます。

◆誰もが暮らしやすく、快適にすごせる各都市の市街地の再生

市街地は、高齢者、障害者、子供等が安全に生活できるような歩行者系道路や公共交通を整え、日常生活に必要な商業・医療・福祉・教育等のサービスが身近に利用できる、誰もが暮らしやすく快適にすごせる各都市の個性と魅力を活かした市街地の再生に努めます。

◆都市構造の転換による低炭素都市づくり

環境にやさしく持続可能なまちを形成していくために、地域における地球温暖化対策と連携しながら、拡散型都市構造から集約拠点ネットワーク型の都市構造への転換とともに、自動車交通に過度に依存しない交通体系の充実、緑地の保全と都市緑化の推進、エネルギーの効率的な利用などによる低炭素都市づくりに努めます。

◆自然、歴史文化などの地域個性あふれる都市づくり

都市機能の充実のみならず、自然環境、歴史文化を保全、活用し、これらに親しみ潤いある豊かな生活ができるよう、各都市・市街地がそれぞれに個性を持つ、魅力あふれた都市づくりに努めます。

◆経済・財政規模に応じた、まとまりある良質で住みやすい都市づくり

人口の減少、産業経済の低迷、財政規模の縮小等の社会経済情勢の変化に対応した公共投資の費用対効果等を十分吟味し、今ある基盤施設・市街地を活かしながら、即効性・効率性を重視した市街地整備を進めることによって、人口・産業規模に応じた適正なまとまりを持った良質で住みやすい市街地づくり、都市づくりに努めます。

◆市街地外縁部等の無秩序な開発の抑制によるまちなか居住の推進

市街地の外縁部や郊外部においては、農用地区域への編入を積極的に推進するとともに、今後確保すべき農地の転用を原則認めないことで新規の開発を抑制し、まちなか居住を推進します。また、郊外部においても安心して暮らせるよう、既存集落と市街地中心部を結ぶ公共交通など、日常を支える機能の維持に努めます。

4-2 交流による活力あるまちづくり

地域での生活を維持していくためには、就業の場を創造していくことが条件となります。

広域ネットワークによって特色ある地域産業・観光産業の振興、自然・歴史文化や農林水産業などの地域資源を活かした新しい産業の創造・育成等を進めるまちづくりが必要です。

◆地域の個性を見つめ直し、自然・歴史文化・産業を活かし、創造するまちづくり

それぞれのまちが持つ自然の特徴や風景、祭りなどの文化的な伝統・伝承、歴史的な蓄積、特色ある産業と名産物などを積極的に活かし、他にはない魅力の創造を促します。これらを通じ、経済発展の著しい東アジア地域を含む幅広い交流や連携、ブランド力のあるまちづくりに努めます。

◆交流を促し支える都市基盤と交通システムづくり

生活を支えるとともに、地域産業・観光産業の活性化を図り、交流を支える広域交通網や下水道⁵、公園等の都市基盤づくりに努めます。

また、超高齢社会の到来を踏まえ、鉄道・バスなどの公共交通網、自転車・歩行者など歩行者系交通網の適切な区分と共存によって、誰もが安全で快適な移動ができる都市交通網の形成に努めます。

◆交流拠点を結び、魅力を高めるネットワークづくり

訪れたすべての人が、多様な魅力と個性を持つ地域を、幅広く・深く楽しむことができるように、交流拠点を互いに連携し、周遊を促す交通と情報のネットワークづくりに努めます。

◆多様な観光に備えたまちづくり

従来の団体型観光だけでなく、個人・小グループ型観光などの多様な観光に対応したまちづくりに努めます。

特に、世界遺産登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」への観光、豊かな自然・歴史文化・農林水産業等を活用した体験型観光、マリンスポーツやトレッキング⁶等の特定のニーズに対応した観光や近年急激に増加している外国人観光客が安心して観光できる環境整備など、多様な中にも質の高さを併せ持つ観光地としてのまちづくりに努めます。

⁵下水道：下水道は、生活基盤であるとともに、大都市圏から訪れる人々にとって、海・川の水質保全や都市衛生上、不可欠な都市施設と認識されています。

⁶トレッキング：トレッキングとは、山の景観を眺めながら歩き、自然に親しみ、楽しむことをいいます。

4-3 安全・安心な（南海トラフ地震等を見据えた）まちづくり

南海トラフ地震をはじめとする自然災害や都市災害の恐れを取り除くためには、住民の命を守り、健康な生活を維持していくことが条件となります。

これまでの災害による教訓や課題に充分配慮した上で、様々な被災シナリオを想定するなど、地震や台風等による自然災害、火災等の都市災害といった非常時に向けての備えが整ったまちづくりが必要です。

◆地震や津波等に強いまちづくり

未曾有の地震や津波等への対策として、海岸堤防等の整備促進、建築物の耐震化、津波避難ビル化、津波避難路等の整備、公共施設や住宅の高台移転、ソフト面では、住民の避難訓練などを中心に、自助、共助の強化を支援するとともに、災害に強く、迅速に復旧・復興できるまちづくりに努めます。

◆代替性・多重性のある交通体系づくり

広域連携による早期復旧を可能にするために、多様な交通手段や交通ルートなどの交通体系の代替性・多重性の確保をめざし、特に高規格幹線道路・幹線道路などの自動車交通網の整備に努めます。

◆避難・救援の都市システムづくり

津波・火災等の災害に備え、避難経路や避難場所、災害復興地の確保、防災拠点となる施設の整備、水道・エネルギーなどのライフラインの耐震・耐火・分散化を進め、人命を守り安全・安心を確保する避難・救援のシステムづくりに努めます。

◆医療・福祉機能が充実した都市づくり

日常の安心を確保し、突発的な災害や事故に対応するために、地域の基本的な医療・福祉の機能を高めるとともに、広域的なネットワークを通じて広範囲に高度な医療・福祉サービスを提供できる都市づくりに努めます。

4-4 環境共生のまちづくり

心豊かな生活を維持していくためには、限りある自然環境や資源を守り活用しながら、これらと一体となった生活環境を形成していくことが条件となります。

今ある豊かな自然を守り、省資源、再生可能エネルギーによる環境保全をすすめるまちづくりが必要です。また、良好な景観の形成を通して地域資源の価値を共有することも必要です。

◆都市・市街地を取り巻く自然環境の保全

自然の海岸線と海洋への眺望、市街地に近い海浜や港湾の水辺、主要な河川の河川敷、市街地内の河川、市街地を取り巻く山地・丘陵の山林など、市街地周辺の自然環境を守り、暮らしの環境や交流・余暇の場として活かす都市づくりに努めます。

◆自然を活かす快適な都市環境づくり

樹木の保水作用・酸素を作り出す力や、木陰・水辺による快適さなど、自然的な環境とその要素が持つ効果を活かした都市環境づくりに努めます。

また、豊富な森林資源を活かし、公共建築物等への積極的な木材の利用に努めます。

◆循環型社会を支える都市づくり

都市におけるあらゆる活動において、資源の浪費を抑え、再利用・再資源化を促すとともに、再生可能エネルギー利用を高めて、循環型社会を支える都市づくりに努めます。特に、都市基盤施設の長寿命化などの既存ストックの有効活用に努めます。

◆良好な景観形成を通じた地域資源を守り活かす都市づくり

精神文化を育んできた骨格となる自然景観、多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観、人々の暮らしや地域の活動がつくる景観の維持・形成を通じて、地域文化の継承・創出、自然との共生をめざした都市づくりに努めます。

4-5ひと・コミュニティを育むまちづくり

都市の魅力を維持し、高めていくためには、ひとりひとりが自分のまちに誇りや愛着を感じるように自分達のまちは自分達で守り育てていくという基本的な姿勢を持つことが重要です。

安心して生活できる都市空間の中で、地域を想い、まちづくりに積極的に関わる人や組織を守り育て、さらにその輪を広げていく協働のまちづくりが必要です。

◆まちづくりを支える人を育てる

まちづくりの基礎を築くために、まず自らの地域に積極的に関わり、問題を見つけ、目標を定め、そして多くの人々に参加を呼びかけ、まとめていく人材を育て、活かすよう努めます。

また、まちづくりに関する学習（学校教育、生涯学習など）を通じて、まちづくりへの関心や知識を深め、まちづくり活動への参加を促進するよう努めます。

◆まちづくりに取り組む組織の活動を支援する

まちづくりを進めるためには、それぞれの地域でまちづくりに取り組む NPO 等の組織を支援するとともに、意欲ある地域においては組織づくりや活動の活発化が進むように支援します。

◆まちづくりの交流の輪を広げる

まちづくりを持続するためには、各地域で活発化するまちづくりへの取組をより広く・深く活かすために、まちづくりを支える人々や組織が互いに交流し、情報を交換し、相互に触発しあう場づくりに努めます。

◆誰もが安心して生活できる都市空間づくり

歩いて暮らせるまちづくりの実現に向けて、障害者、高齢者・子供・外国人などを含めた全ての人々にとって、安全でわかりやすく、快適な生活が営めるように、公共空間のバリアフリー⁷化やユニバーサルデザイン⁸の導入に努めます。

⁷バリアフリー：高齢者、障害者にとって障壁（バリア）となる段差をなくしたり、手すり・スロープ・点字ブロックの設置等を行うことです。また、物理的だけでなく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去としても用いられます。

⁸ユニバーサルデザイン：障害の有無や年齢・性別・言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、すべての人に利用可能であるように配慮した製品・建物・空間をデザインすることです。

第2章 都市計画などの方針

1 土地利用に関する方針

【基本的な考え方】

◆市街地中心部の再生のための土地利用の誘導

拠点となる市街地では、既に集積された多様な都市機能の活用によりにぎわいと利便性を取り戻すために、用途規制の見直しや土地の高度利用を促すための土地利用を図ります。

また、その他の市街地についても、都市活動や日常生活に支障のない用途については共存させ、職住近接を図り、地域コミュニティが継続する土地利用を進めます。

◆安全で活力ある都市の形成

安全で活力ある都市の形成のため、地域活力の低下、治安や景観の悪化などの問題を引き起こす恐れのある空き家や空き店舗などの低未利用不動産の利用促進を図り、都市型産業の集積など多様な人々が集まる都市を誘導します。

また、人口減少・高齢化社会の中で、空き家等が管理されず放置され、いわゆる廃墟となり、周辺の良い景観を阻害するケースが今後は増加すると考えられます。

そのため、空き家等が廃墟にならないよう景観支障防止条例に基づき、建築物所有者は廃墟にならないよう適切な維持保全に努めます。

◆郊外部や農村地域での無秩序な宅地開発の防止

郊外部や農村地域では、人口減少、都市活動の低減傾向や浸水などの自然災害の危険性を踏まえて、道路・河川・下水道の整備が伴わない無秩序な開発・建築を防止し、都市と農業の調和のとれた、効率的で住みやすい市街地の形成を図ります。

◆広域交流を支援する土地利用の誘導

特色のある地域産業・観光産業の振興や歴史的な街並みの保全による広域交流を促すため、適正な施設立地が可能となるような土地利用を図ります。

◆防災上危険な地域の土地利用の誘導による安全なまちの形成

浸水・津波など自然災害の危険性が高い地域では、危険性を公表するとともに、密集市街地の防火機能の向上を促すなど、安全な市街地を形成するための土地利用を図ります。また、地震、津波等の対策として都市機能の移転を行った場合、移転跡及び先の適切な土地利用を図ります。

◆優れた自然の保全や都市環境の向上のための土地利用の適正な誘導

市街地を取り囲む農地や山林、河川、海などの優れた自然、及び市街地内に点在する社寺林や小丘陵の緑地など都市環境の保全や特色ある市街地景観の保全等が図られるように土地利用を進めます。

2 都市施設に関する方針

【基本的な考え方】

◆今後の都市活動や財政規模に見合った都市施設の整備及び計画見直し

人口の減少及び少子高齢化の進行傾向や、経済活動の停滞による財政規模の縮小傾向に対応するため、将来像で示した機能集約した自立都市圏の形成に合致した効率的な都市施設の整備及び計画見直しを推進します。

◆広域交流ネットワークの根幹となる都市施設の整備

生活を支える施設整備とともに、地域産業・観光産業の振興を図る広域交流の推進が大変重要な要素であることから、広域都市間道路や圏域間幹線道路、及び下水道、観光機能を有する公園緑地など広域交流ネットワークの根幹となる都市施設の整備を推進します。

◆災害の防止や避難、救援機能をもつ都市施設の整備

災害時には、避難路・救援路や避難場所となり、延焼防止機能など重要な防災機能を併せ持つ都市施設の整備を図ります。

◆誰もが安心して生活できる広域医療体制の整備

誰もが安心して生活できるように、身近な医療施設・専門医療施設・救急医療施設、及び広域医療施設の整備や救急輸送ルートの確保を図ります。

◆誰にでもわかりやすく使いやすい都市の環境づくり

本県が高齢化先進県であることや広域交流で多くの人が訪れることを考慮して、誰もが安全に、安心して利用できるように段差の解消をはじめとしてバリアフリーに配慮した都市の環境整備を図ります。また、わかりやすい案内・点字表示や音声案内、多言語表示や絵文字表示など、誰でもわかりやすく、使いやすいようユニバーサルデザインの導入を図ります。

◆港湾・海岸の機能充実

港湾については、人やモノの交流の拡大を図り、経済活動を活性化させるため、クルーズ客船の寄港拡大や、県外他港との連携強化などに努めます。また、自然災害時における海上輸送などの防災拠点としての機能充実を図ります。

海岸については、津波・高潮・高波対策として海岸保全施設の整備・改良に努めます。

3 交通に関する方針

【基本的な考え方】

◆拠点市街地等を連携する公共交通システムの充実

超高齢社会における移動や環境負荷の軽減のために、生活拠点となる市街地が連携するよう、鉄道・広域バス路線・コミュニティバス等の地域公共交通システムの充実を促します。

◆自動車へ過度に依存しない交通体系の形成

環境への配慮や財政制約等の条件を加味し、円滑な交通システムを実現するため、ピーク時の交通需要の軽減、リアルタイムな交通情報の提供、モビリティ・マネジメントによる自動車等の適正利用を促進し、自動車と公共交通や自転車との共存等に努めます。

路線バス・コミュニティバス等との接続など駅の交通結節機能の向上を図るとともに、パークアンドライドによる公共交通の利便促進に努めます。

◆多様な交通手段の結節システムの整備

地域の拠点駅など鉄道・バス・タクシー・自家用車等が相互に乗り入れる交通結節点は、駐車場・駐輪場の設置、時間調整等により円滑な乗り継ぎができるように、利便性の向上を図ります。

また、観光客等への地域情報の提供を行い交流の場となるような整備を促します。

◆誰もが出かけられる近隣環境の整備

歩いて暮らせるまちづくりの実現に向けて、歩道・自転車道・駐輪場などの整備による徒歩・自転車利用の安全性・快適性の向上を図ります。

高齢者や障害者が、気軽にまちに出かけることができるように、鉄道駅・バスターミナルなどの交通施設やバス車両のユニバーサルデザイン化を促します。

◆市街地中心部再生の根幹となる道路等の整備

市街地中心部の再生を促すために、市街地の根幹となる道路等の整備を推進します。

その際には、既存の都市機能の集積を活用した市街地整備に努めます。また、街のにぎわいの創出のため、都市を利用する人々が滞留するような街路空間の形成を図ります。

◆観光資源としての歩行者系ルートの整備

豊かな自然や歴史文化を求めて訪れる人が、これらを体感できるように熊野古道やトレッキングルート⁹・海岸線や河川敷等を散策できる遊歩道・街並みを楽しむ散策ルート等の整備を促します。

同時に、これらのルート整備にあたっては自然環境や歴史文化的な環境の破壊につながらないような配慮を促します。

～交通ネットワークについて～

陸の交通

○道路

道路は、農林水産・商工業・観光・防災・医療など、あらゆる活動の基礎となるインフラであり、ナショナルミニマム¹⁰を保障する根本です。

豊富な観光資源、果実や海産物等の「食」資源など、本県の持つ地域資源は、道路網が整備されることにより、関西圏のみならず日本、さらには世界に向けて発信していくことが可能になります。また、これらが整備されることにより産業活動の条件も整い、さらなる企業立地も可能となってきます。

このため、グローバルな交流を支える高速道路ネットワークを形成するとともに、高速道路を補完する幹線道路や府県間道路など道路網の早期整備に努めます。

【高速道路ネットワークの早期形成】

「人が暮らすための平等な権利の保障」や、企業立地や観光振興、農林水産業の発展といった「経済活動の基本的な機会の平等」、さらには「南海トラフの巨大地震などの大規模災害への備え」、「高次医療施設への救急搬送」など安全で自立した地域づくりに不可欠となる高速道路ネットワークを早期に形成するため、紀伊半島を一周する近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道の事業促進に努めます。

【高速道路を補完する幹線道路】

高速道路は、それ自体で大きな整備効果がありますが、その効果を県下全域、さらには近畿全域へ波及させるため、高速道路と併せて戦略的に幹線道路（直轄国道、X軸・川筋ネットワーク¹¹道路）や府県間道路などを整備し、ネットワーク化を進めます。

【基本的生活に不可欠な道路】

県内には道路の未整備区間が多く残っており、限られた財源の中、県民にとって真に必要な道路を選択して集中投資し、整備効果のいち早い発現に努めます。

⁹トレッキングルート : トレッキングとは、山の景観を眺めながら歩き、自然に親しみ、楽しむことをいいます。トレッキングルートは、短くて簡単なハイキングコースのようなものから、雪に覆われた高峰の頂上に挑戦するといったハードなものまで様々なコースがあります。

¹⁰ナショナルミニマム : 国が国民に対し保障する「健康で文化的な最低限度の生活」水準のことです。

¹¹X軸・川筋ネットワーク : 内陸部の主要な骨格道路（一般国道311号、371号、424号等）や、各生活圏の「背骨」にあたる県内の主要河川沿いの道路。

○鉄道

鉄道は、大量輸送性や定時性に優れ、環境に対する負荷も少ない移動手段のため、本県の骨格となる交通施設として運行の維持を誘導します。

○バス

高齢者などの移動が制約されることのない安全で快適な都市環境の形成のため、都市高速バス、路線バスなどの移動手段の充実を誘導します。

○海の交通

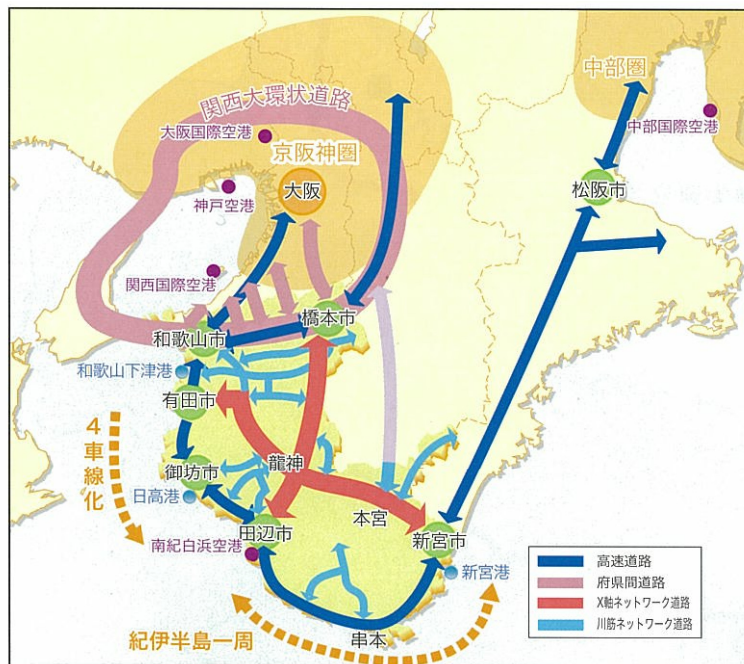
グローバル化の進展、船舶の大型化、物流の構造変化や多様な観光ニーズに対応した国内外の航路ネットワークの維持・拡充を図るとともに、港湾や漁港では物流・観光の拠点として、また災害時等の緊急輸送拠点として海と陸のアクセス機能の強化に努めます。

○空の交通

ビジネス、観光、物流の空輸拠点として、南紀白浜空港の整備拡充及び国内外とのネットワーク機能の強化に努めるとともに、南紀白浜空港や関西国際空港へのアクセスを向上させます。

また、拠点都市には、緊急時に対応したヘリポートを整備し、空の交通の機能強化に努めます。

交通ネットワークイメージ図



注) この図は、県土全体の交通ネットワークがイメージできるよう抽象的に表現しています。実際の道路を表しているものではありません。

4 自然的環境に関する方針

【基本的な考え方】

◆市街地中心部の利便や防災に配慮した公園広場の整備や緑のネットワークの形成

市街地中心部は、密集市街地が形成され、火災の延焼や地震による建物倒壊の危険性が高く、不特定多数の人が集まる地域でもあることから、防災性と日常の利便性に配慮した公園緑地や避難経路を兼ねる緑のネットワークの形成を促します。

また、小規模でも防災や風致景観の維持を行う上で重要な社寺林や丘陵林等の緑地の保全を促します。

◆広域交流の拠点となる公園緑地の整備や特色のある緑地の保全

広域交流を図る上でレクリエーションの拠点となる公園緑地を整備すると共に、南紀熊野ジオパーク構想を推進するなど地域特有の風致景観を有し、観光資源としても貴重な地形や緑地等の保全を図ります。

◆風害、延焼、水害等を防ぐ防災機能を有する緑地の保全

防風・防潮・延焼防止等の防災機能を有する緑地・自然地等の保全を促し、災害に強く安全なまちづくりを進めます。

◆都市の自然環境、郷土景観等の骨格を形成している緑地等の保全と自然環境に配慮した都市施設の整備

市街地を取り囲む海山川や農地、及び市街地内の小丘陵地の緑地・河川等は、身近な自然環境であると共に、都市の骨格を形成する自然環境・生態系・郷土景観でもあることから、その保全を促し身近に自然を感じ自然と共生できる都市の形成を図ります。

また、美しい海岸や山並みを有する景勝地や貴重な動植物の生息地では、良好な自然や生態系の保全に配慮した都市施設の整備を図ります。

◆省資源とリサイクルに配慮するまちづくり

生活・産業・余暇活動の全ての面で、省資源・ゴミの分別・減量化・資源のリサイクルや自動車の排出ガス規制等を進め、環境に配慮したまちづくりを図ります。

◆廃棄物の適正処理体制の構築

処理施設の設置に際しては、周辺環境への影響を重視し、産業活動及び日常生活に伴って発生する廃棄物の適正な処理を図ります。

また、廃棄物の不法投棄については、監視パトロール等を実施して未然防止と早期発見に努めます。

◆農業や里山と調和する循環型まちづくり

市街地に近接する里山などで行われてきた古くからの生活スタイルを、省資源・資源循環型コミュニティの伝統として守りながら、循環型まちづくりとして取り入れる方法などの調査、研究を図ります。

◆再生可能エネルギーによる地域産業の創造

和歌山が持つ河川・海・森及び太陽エネルギー等の豊かな自然を、新たなエネルギー源として活用し、地域産業の創造育成を図ります。

～自然的環境を構成するゾーンと軸について～

河川流域生活圏では、都市的なサービスは下流の拠点都市から上流の都市、農山村に提供されています。一方、都市の水源、緑の景観等の骨格となる自然環境は、上流の豊かな山河に支えられています。

○きのくに森ゾーン

高野龍神国定公園に代表される紀伊山地の山なみと深い森林は、未来へ継承すべき県民の財産として重視し、林業や自然環境保護活動を通じてその保全と充実に努めます。

○きのくに海ゾーン

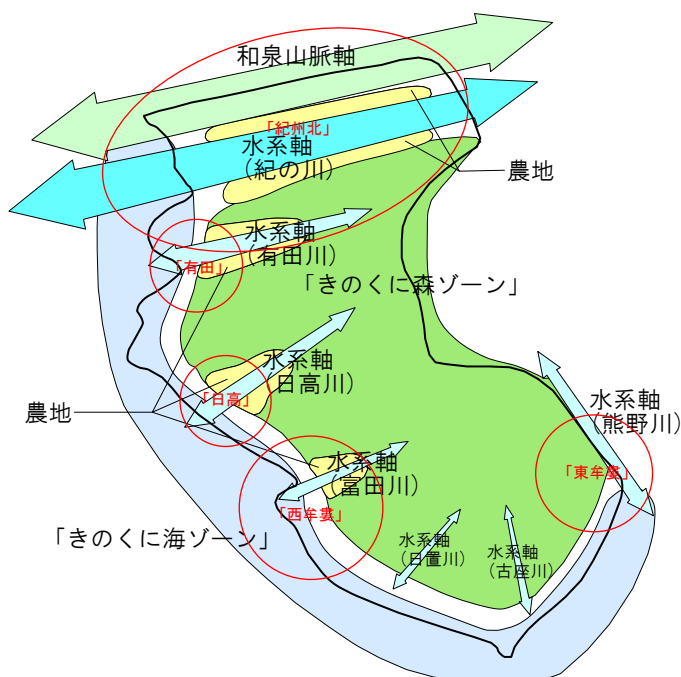
紀伊水道と太平洋によって構成される海洋は、水産資源という「海の幸」、海運やレクリエーション空間、優れた自然景観、再生可能エネルギーや海水など無限の可能性を秘めた資産として重視し、その環境保全、資源育成とその活用に努めます。

○水系軸

紀の川をはじめとする主要な河川は、半島中央部の山林と太平洋を連結し、本県の各都市そのものの存立基盤となっている水系軸であり、その水資源の確保・涵養とともに、水辺環境や河川景観の保全・形成・活用に努めます。

○和泉山脈軸

和歌山県と大阪府を分かち和泉山脈軸は、北部都市圏の風景をつくる重要な背景として重視し、その自然環境の保全と再生を進めるとともに、市街地と一体となった都市環境軸としての活用に努めます。



5 市街地整備に関する方針

【基本的な考え方】

◆市街地中心部再生のための再整備等の促進

各都市は、求心性を高め、魅力ある市街地中心部を形成するために、空き家や空き店舗などの低未利用不動産を活用するなど、商業・医療福祉等の都市機能の更新、都心居住の促進、交通機能の充実、都市防災機能の向上などによって市街地の再整備を図ります。

◆郊外部や新市街地での市街地開発の見直しと既存の都市ストックの活用

人口減少や都市活動の低減傾向、及び厳しい財政状況から、郊外部・新市街地での新たな宅地開発について需給の面から見直しを行うとともに、既存の都市ストックを活用した修復型の市街地開発への転換を進めます。

◆広域交流拠点や地域の高質な都市空間の形成を図る市街地整備の促進

市街地中心部では、地域コミュニティを守るよう既存の市街地との共存を図るとともに、広域交流の拠点となる市街地整備、観光サービス施設の整備、歴史的な街並みの保全・修復などによって、地域の高質な都市空間の形成や地域の活性化を誘導するような市街地整備を進めます。

◆密集市街地の再整備の促進

延焼・倒壊の危険性の高い老朽建築物の建替え・除却や、避難経路、消防水利をはじめとした消防環境等の地域特性を踏まえた対策により、密集市街地の再整備を促進します。

◆津波や水害・土砂災害を見据えた市街地整備

津波や水害・土砂災害における市街地のリスクを見極め、大規模な自然災害が発生した場合における都市活動の持続性を確保するために、主な都市機能移転をはじめとする市街地整備について検討します。

◆安全で快適なまちなかでの居住の支援と促進

安全で快適な住まいと生活環境を整備し、多世代が共に生活できる多様な住宅環境を提供することによって、活力の回復とコミュニティの再生を促します。

特に、子育て環境の向上のために、職住近接の市街地住宅、福祉・医療・教育環境・公園緑地などの総合的な環境整備を図ります。

◆安心して暮らせる高齢者の住まい

利便性が高い市街地中心部では、独り住まいなどによる高齢者の生活の不安を解消し、充実した老後の生活ができるように、グループホームや高齢者用の民間・公営住宅等などの整備を図ります。

また、医療・福祉や生活支援の施設を、安全で利用しやすい場所に配置するなど、安心して暮らせるまちづくりを促します。

6 景観形成に関する方針

【基本的な考え方】

◆優れた街並み景観を創造するまちづくり

市街地では、にぎわいや活力を感じさせる都市の顔となる景観を作り出すために、景観に配慮した街並み・都市基盤施設の再整備を通じて、優れた都市景観の創造を促します。

◆優れた文化遺産を継承し活用するまちづくり

世界遺産や国宝をはじめ、優れた文化遺産を継承する地域は、文化財保護施策、産業振興施策、教育施策などと連携しながら、景観形成、街並みづくりなどを促します。また、これからの景観づくりに関する取組を内外に発信することにより、観光交流の振興に努めます。

◆優れた自然景観を継承し活用するまちづくり

優れた自然景観、自然環境を有する地域は、それを保全・継承するために、都市計画や景観法を活用した施策の他に、自然公園や自然環境保全地域などの環境施策や農林業施策の活用を図ります。

また、それらを余暇・休養の場、体験の場としても活用し、観光交流の振興に努めます。

◆地域の特性を活かした住民主体の景観づくり

優れた歴史的価値を有する街並みや建築物、自然と生活の営みによって作りだされてきた文化的景観等を地域住民がその価値を認め合い、大切に保全ルールづくり等を通じて、地域の特性を活かした住民主体の景観の保全、形成を誘導します。

7 防災に関する方針

【基本的な考え方】

◆都市災害の防備

地震による建物倒壊や火災による延焼といった都市災害に強い都市づくりを進める観点から、建物の防火機能・耐震性能の向上を誘導します。

特に密集市街地では、緑地やオープンスペースを創出するよう促すとともに、災害時の応急対策設備の整備を促します。

◆自然災害の防備

自然災害に強いまちづくりを進めるために、津波・高潮災害を防ぐ堤防・護岸等の施設、土砂災害を防ぐ防災施設、破堤・浸水等の水害を防ぐ防災施設の整備に努めます。

◆南海トラフ地震等の災害への対応

南海トラフ地震等による津波では、いち早く高台や避難施設（津波避難ビル等）に避難することが命を救うことになるため、避難路や避難場所の整備を図ります。

また、災害応急対策や災害復旧に必要な取組に努めるとともに、建築物を高台へ移転することや現在の場所での高層化など、被災後の復興についての検討も進めます。

一方、災害後の適切な防災事業を実施するために津波浸水想定等を踏まえ都市計画区域の拡大に努めます。

◆救急救援ネットワークの整備

大規模な事故や災害時の交通遮断による孤立化に対応するため、緊急輸送道路・港湾・ヘリポートといった陸・海・空を活用し、都市間・圏域間・府県間をつなぐ救急救援ルートの確保に努めます。

◆防災意識の向上

避難場所の確保等と併せて、地震による建物倒壊や大規模火災から人命を守ることが喫緊の課題であることから、自助・共助の考えから地域コミュニティの活動の一環として、避難訓練や地震に対する啓発など積極的な取組を図ります。

また、各種災害に備えるため、ハザードマップの作成をするなど、地域住民が身を守るために必要な情報を公開し、日頃からの防災意識の向上に努めます。

8 協働¹²に関する方針

【基本的な考え方】

◆住民・市町村・県との連携による協働のまちづくり

行政は、まちづくりの窓口としての相談業務にとどまらず、地元に密着し、住民と共に活動に参加する協働のまちづくりを進めます。また、より機動性が高く、地域の個性に対応できる柔軟性を備えたまちづくり支援制度の拡充に努めます。

◆地域の個性を尊重した協働のまちづくり

住民自らが地域課題を話し合いによって解決したり、地域の自然環境、歴史文化、生活文化の個性と魅力を発見し、これらを守り伝え、活気づけていく個性豊かなまちづくりを支援します。

また、活発なボランティア活動や地域コミュニティを活かし、まちづくり活動がしやすい住民主体の組織づくりや地域を考える交流の場づくりを支援します。

◆協働のまちづくりを支える情報通信ネットワークの向上

情報通信ネットワークの基盤を活用することにより、各地域や圏域の人々がより緊密に情報を交換・共有することを通じて、協働のまちづくりの気運を高めることを支援します。

◆協働による安全・安心の確保

犯罪を防止するために、一人ひとりの防犯意識の高揚と、地域の連携による防犯パトロール・犯罪危険地マップ作成等の地域住民の自主活動を支援します。

また、防犯に配慮した道路・公園等の整備を図ります。

◆住民によるまちづくりを促す制度の整備

住民主体のまちづくりの基本となる制度として「まちづくり基本条例」や「まちづくり支援条例」等の創設を促します。こうした取組を通じて、災害に強い地域コミュニティの維持・形成に努めます。

また、道路、公園等の都市施設については、地域住民のニーズを十分に踏まえた施設整備や住民による維持管理を支援することで、親しみや愛着ある施設となるよう努めます。

◆協働のまちづくりに関わる人材の育成

自らの地域のまちづくりを自ら担う人材の育成を促すために、まちづくりについての専門的な知識、技能を習得し実践できる研修講座の実施、児童生徒にまちづくりを教育するカリキュラムの導入など、多様な方法によって長期的な人材育成を支援します。

¹²協働：複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することとして記述しています。

第3章 都市計画区域外について

【基本的な考え方】

まちの魅力を活かすまちづくり

◆自然、歴史文化などの地域個性あふれるまちづくり

地域に残る自然環境、歴史文化を保全、活用し、これらに親しみ潤いある豊かな生活ができるよう、個性を持つ、魅力あふれたまちづくりを進めます。

◆地域の個性を見つめ直し、自然・歴史文化・産業を活かし、創造するまちづくり

それぞれのまちまちが持つ自然の特徴や風景、祭りなどの文化的な伝統・伝承、歴史的な蓄積、特色ある産業と産物などを積極的に活かし、他にはない魅力を再生、創造しながら、幅広い交流と価値創造するまちづくりを進めます。

◆多様な観光に備えたまちづくり

従来の団体型観光だけでなく、個人・小グループ型観光や近年急激に増加している外国人観光客に対応するため、自然や歴史・文化、農林水産業とそれらに関わる人々との交流を交えた体験型観光のまちづくりを進めます。

◆まちを形成する自然環境の保全

自然の海岸線と海洋への眺望、海浜や港湾の水辺、まちを取り巻く山地・丘陵の山林など周辺の自然環境を保全し、生活環境や交流・余暇の場として活かすまちづくりを進めます。

また、木材を含めた森林資源の活用を積極的に図り、森林環境の保全と地域産業の活性化の両立を図ります。

安全・安心なまちづくり

◆災害に強いまちづくり

地震による津波、豪雨・台風による洪水・土石流時の建物倒壊、火災など、災害の危険を予測・防止する災害に強いまちづくりを促します。

◆医療・福祉機能を確保するまちづくり

日常の安心を確保し、突発的な災害や事故に対応するために、広域的なネットワークを通じて、医療・福祉サービスを受けることができるまちづくりに努めます。

みんなで考えるまちづくり

◆まちづくりを支える人を育てる

自らの地域に積極的に関わり、問題を見つけ、目標を定め、多くの人々の参加を求めながら「まちづくり」を進める人材を育て、活かすまちづくりを支援します。

◆まちづくりに取り組む組織の活動を支援する

それぞれの地域で、まちづくりに取組活動する組織を支援するとともに、意欲ある地域において、組織づくりや活動の活発化を促すまちづくりを支援します。

◆まちづくりの交流の輪を広げる

各地域で活発化するまちづくりへの取組を、より広く、深く活かすために、まちづくりを支える人々や組織が互いに交流し、情報を交換し、相互に触発しあう場づくりを支援します。

参考：策定体制など

1 計画の策定

計画の策定

計画策定は、都市計画に関する専門家やその他の学識者による「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する専門委員会」と、各市町村及び県職員から選任された委員による「圏域別の都市計画区域マスタープラン検討会」の2つの組織により策定しました。

専門委員会のメンバーは、以下の通りです。

専門委員会のメンバー

氏名	所属等
谷口 守	筑波大学 システム情報系工学域 教授
足立 基浩	和歌山大学 経済学部 教授
牧 紀男	京都大学 防災研究所巨大災害研究センター 准教授
松島 格也	京都大学 工学研究科都市社会工学専攻 准教授